

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 109 回 4 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第109回 第4部

2020年8月19日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

【議題】

CZEN GINZA CLINIC

「ざ瘡瘢痕に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」審査

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2020年7月28日（火曜日）第4部 20：30～20：35
開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル

2 出席者

出席者：佐藤委員（再生医療）、寺尾委員（再生医療）、平田委員（臨床医）、
角田委員（細胞培養加工）、井上委員（法律）、中村委員（一般）

申請者：管理者 鈴木 明世

申請施設からの出席者：院長 鈴木 明世

管理培養士 楊 振楠

アヴェニューセルクリニック 再生医療統括医 辻 晋作

陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員 平田 晶子 先生

4 配付資料

資料受領日時 2020年7月7日

- 再生医療等提供計画書（様式第1）

「審査項目：ざ瘡瘢痕に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」

- 再生医療等提供基準チェックリスト

（事前配布資料）

- 再生医療等提供計画書（様式第1）

- ・ 再生医療等の内容を出来る限り平易な表現を用いて記載したもの
- ・ 提供施設内承認通知書類
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 略歴及び実績
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 国内外の実施状況
- ・ 研究を記載した書類
- ・ 費用に関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・ 特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 技術専門員による評価書

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- 二. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 井上委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 井上委員が進行をすることとした。
- 4 技術専門員からの評価書および申請者からの回答書を委員全員で確認した。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

平田	この治療によって、どの程度の効果が見込まれますか
鈴木	フラクショナルレーザーの治療では、どうしても侵襲を伴いますので、治療過程で点滴投与によって、瘢痕形成のリスクを減らし、よりスムーズな瘡痕の改善が見込まれると考えています
平田	今までの治療の副作用の改善も兼ねているということですね
鈴木	はい、そうです
寺尾	提供計画を細胞培養加工施設ごとに申請していただくことになりますが、CZEN GINZA CLINIC Cell Processing Centerは、施設の空調管理の説明が不十分であることから、細胞培養加工施設として認められませんので、今回は、アヴェニューセルクリニックに委託するということになります
鈴木	はい、わかりました
佐藤	健康被害に対して、「再生医療等提供計画書（様式第1）」では“補償する”となっていますが、「説明文書・同意文書」12では、“処置をする”という書き方になっています。補償することを明記してください
鈴木	はい、わかりました
中村	「説明文書・同意文書」に健康・遺伝的特徴等の重要な知見が得られた場合の取り扱いについての項目が抜けていますので、追記してください
鈴木	はい、わかりました
角田	救急施設ですが、三井記念病院とは契約を結んでいますか。静脈注射なので、血栓等のリスクがあります
鈴木	はい、契約しています
角田	実施医師の経歴書についてですが、倉元先生は“平成20年に山梨医科大学を卒業”となっていますが、当時、山梨医科大学は存在しないと思いますので、確認してください
鈴木	はい、確認します

角田	渡辺先生は、令和2年4月勤務予定となっておりますが、予定ではなく既に勤務しているではありませんか
鈴木	はい、間違いですので、修正します

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。合議では、井上委員がその他審議中に委員が意見・指摘した事項をまとめ、井上委員はあらためてそれらを他の委員に確認した。合議後、井上委員より、その結果を施設に伝えた。

委員会として、以下の補正・追記を指示した。

- 委託する細胞培養加工施設を1つに絞って、書類を補正する。
- 健康被害の補償を明記する。
- 実施医師の経歴書について事実関係を確認し、誤りがあった場合は修正する。
- 「説明文書・同意文書」に健康・遺伝的特徴等の重要な知見が得られた場合の取り扱いについての項目を追記する。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

井上委員より、医療機関が上記事項を補正・追記することを前提に本提供計画を承認するという判定でよいか委員に再度確認し、委員全員が承諾した。井上委員が指名する委員2名が補正された資料をメールにて確認することとする。

1.各委員の意見

- (1)承認 6名
- (2)否認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上

第5 補正資料の確認

8月12日：医療機関よりメールにて補正資料提出

同日：事務局より井上委員、平田委員へ補正資料をメールにて送信、
内容確認を依頼

8月19日：両委員より資料が最終的に正しく補正されたことを確認したと事務局へ
メールにて返信